

食安輸発0420第2号
平成22年4月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号（最終改正：平成22年4月20日付け食安輸発0420第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入者の自主検査により、ベトナム産冷凍切り身なまず（学名 *Pangasius hypophthalmus*）から基準値（0.001ppm）を超えるトリフルラリンが検出されたとの情報を入手したことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしく申し上げます。

一般的に食用のなまずは、バサ、チャー、プラー・サワイ、カー・チャー、キャットフィッシュ、パンガシウス、パンガシウスフィッシュ、パンガシウスフィレ等と称され流通しています。

記

平成22年4月20日	ベトナム	なまず [※] 及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリフルラリン)
------------	------	-------------------------------------	---------------